

尾道市議会議員政治倫理条例 を制定しました



尾道市議会議員政治倫理条例
の全文についてはこちら

3月11日の本会議において、議員より「尾道市議会議員政治倫理条例」を提案し、賛成多数で可決しました。(議長を除く26名中 欠席1、反対1、賛成24)

昨年おとしの12月議会において藤本友行議員ふしもともゆきが理事者に対して傷害事件を起こし、議会の品位と権威を貶め議員の資質に欠けるとして議員辞職勧告が決議されたことをきっかけとして、議員としての品格を高めるために、この条例を定めました。

第1条において、条例の目的を「議員が政治倫理の確立に努めるとともに、市民の厳粛な信託に応え、清廉かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与すること」としています。

第3条では具体的に「議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。」「議員の地位を利用して公正を疑われるような金品の授受を行わないこと。」「議員の地位を利用して嫌がらせ、強制又は圧力をかける行為、ハラスメント（他の者が不快に感じる言動又は行為）その他人権侵害の恐れのある行為をしないこと。」などを定めました。

意見書

2月定例会では、下記の意見書を可決し、関係機関に提出しました。



※意見書とは、市の公益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめた文書で、国会や関係行政庁に提出します。

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

市議会からのご案内

6月定例会の日程

6月 3日	議会運営委員会	10:00
6月15日	本会議(開会)	13:30
6月17日	本会議(一般質問)	10:00
6月18日	本会議(一般質問)	10:00
6月19日	本会議(一般質問)	10:00
6月23日	総務委員会	13:00
6月24日	民生委員会	13:00
6月25日	文教委員会	13:00
6月26日	産業建設委員会	13:00
6月30日	本会議(閉会)	13:30

※日程は、6月3日の議会運営委員会で正式に決定しますが、新型コロナウイルス感染症の状況により、日程変更の可能性あります。

★「市議会」・「おのみち市議会だより」に対するご意見、ご感想をお寄せください。お寄せいただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。



編集後記

尾道市議会として初めての「議会だよりモニター制度」に向けて、市民の皆さんから「モニター員」を募集したところ10名の方々に応募していただきました。

各団体などから推薦していただいた方々と合わせて18名のモニター員が決まりました。

これから1年間、「議会だより」について様々な意見をいただき、編集に活かしていきたいと考えています。

●議会だより編集委員会委員

委員長	山戸 重治	飯田 照男
副委員長	二宮 仁	加納 康平
	村上 隆一	前田 孝人
	大本 和英	藤本 友行
	三浦 徹	

●お問い合わせ先 [尾道市議会事務局]

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

電話：0848-38-9371

FAX：0848-38-9339

次号は令和2年8月11日発行予定です。

